奈良市文化振興補助金の概要

趣旨

奈良市文化振興計画に基づき、市民団体等が自主的に実施する文化活動や、奈良の魅力を多方面に発信する文化事業などを広く募集し、その中から本市の文化振興に寄与すると認められる事業に対し、「奈良市補助金等交付規則」「奈良市文化振興補助金交付要綱」「奈良市文化振興補助金交付審査要領」の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象団体

- (1) 市内に主たる事務所、若しくは住所又は活動の場を有すること。
- (2) 規約・定款等を有し、かつ、代表者及び役員が置かれていること。
- (3) 事業実施において、事業の目的及び内容が適正で、明確な会計経理が行えること。

対象となる事業

- ・ 芸術の創造、鑑賞機会の創出又は文化水準の向上を図るものであること。
- ・ 事業の実施の成果が市に広く波及することが見込まれること。鑑賞機会の創出又は文化水準の向上を 図るものであること。

補助金の区分

	補助事業名	車業内容	補助額(補助上限)	
(補助金の区分)		事業内容	限度額	補助率
1	5民文化活動 5援事業	文化及び芸術に触れる機会の創出、次世代の文化振興の担い手の育成又は地域に古くから伝わる伝統文化の保存若しくは普及のための取り組みその他市民の文化活動。	50 万円	補助対象経費の総額から収入(市長が別に定めるものを除く。)の額及び他の法令等により、国、県又は市から補助金等を受けている場合は
都市文化推進 支援事業		地域が持つ文化資源等の活用及び多様な種類の文化交流の実施により、市域を超えた参加又は地域活性化が見込まれ、都市文化の推進に資する事業		当該補助金等の額を差し引いた額の 2分の1 。(千円未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。)
	広域参加型	市内外からの参加がある文化事業	240 万円	
	国際発信型	国際的な文化交流又は文化発信事業	800万円	
支 【	(タートアップ 泛援事業 令和 5 年度 享集から新設】	新規性や拡充性を有し、市内での継続 的な展開が見込まれる文化活動	20 万円	補助対象経費の総額から補助対象事業で得た収入の額及び他の法令等により、国、県又は市から補助金等を受けている場合は当該補助金等の額を控除した額の3分の2

※ 他の奈良市からの補助金を交付されている事業は対象外。(個人版ふるさと納税は除く)

<参考1:補助金上限額の変遷>

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
市民文化活動支援事業	50 万円					
都市文化推進支援事業 広域参加型	300万円		240万円			
都市文化推進支援事業 国際発信型	1000)万円	800万円			
スタートアップ支援事業					20	万円

<参考2:補助金交付予定額算出表>

●市民文化活動支援事業

採点結果	配分率	補助金交付予定額
1位	100%	
2位	90%	
3位	80%	
4位	70%	団体からの要望額と左記配分率を補助限度額(50
5 位	60%	万円)に乗じた額(補助金査定基本額)のいずれか低
6位	50%	い額を基本として、審査員が定める額
7位	40%	
8位	30%	
9 位~	20%	

●都市文化推進支援事業(広域参加型)

採点結果	配分率	補助金交付予定額
1位	100%	
2位	80%	団体からの要望額と左記配分率を補助限度額
3位	60%	(240 万円)に乗じた額(補助金査定基本額)のいず
4 位	40%	れか低い額を基本として、審査員が定める額
5 位~	20%	

●都市文化推進支援事業(国際発信型)

採点結果	配分率	補助金交付予定額
1位	100%	 団体からの要望額と左記配分率を補助限度額(800
2位	75%	万円)に乗じた額(補助金査定基本額)のいずれか低い
3 位	50%	額を基本として、審査員が定める額

●スタートアップ支援事業

順位に応じた配分率はなく、交付候補事業となった場合は、補助限度額(20 万円)を基本として、審査員が定める額が交付予定額となる。